



2025年12月19日

各 位

会 社 名 株式会社N P T
(コード : 311A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役兼執行役員CEO 原 健一郎
問合せ先 取締役兼執行役員CFO 大貫 篤志
T E L 03-6455-7150
U R L <https://neopt.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社N P T（本社：東京都江東区、代表取締役兼執行役員CEO：原健一郎、証券コード：311A、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、2026年1月29日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1)当社は、九州大学と連携して研究開発を行い、九州拠点の地域連携と基盤強化を目的として、2026年2月に本社機能を福岡県へと移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を、東京都江東区から福岡県福岡市に変更するものであります。

(2)当社は、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要となる、監査等委員である取締役、監査等委員会および会計監査人に関する規定の新設ならびに監査役に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。選任予定の会計監査人については、本日付け「会計監査人の選任に関するお知らせ」をご参照ください。また監査等委員会設置会社への移行については、本日付け「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」をご参照ください。

(3)資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を新設するものであります。

(4)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条 <条文省略>	第1条～第2条 <現行どおり>
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を <u>東京都江東区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を <u>福岡県福岡市</u> に置く。

	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第4条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株式	第2章 株式
第5条 <条文省略>	第6条 <現行どおり>
第6条 当会社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。	<削 除>
第7条～第11条 <条文省略>	第7条～第11条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 <条文省略>	第12条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第18条 当会社は取締役会を置く。	第4章 取締役および取締役会 <削 除> (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。
<新 設>	

<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>2～3 <条文省略></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p><新 設></p>	<p>2～3 <現行どおり></p>
<p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><新 設></p>	<p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>3 増員により、または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><新 設></p>	<p>3 増員により、または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第23条 <条文省略></p>	<p>4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>2 <条文省略></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2 <現行どおり></p>
<p>第22条 <条文省略></p>	<p>第22条 <現行どおり></p>	

<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第25条 <条文省略></p>	<p>第24条 <現行どおり></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p><新 設></p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第28条 <条文省略></p>	<p>第28条 <現行どおり></p>

<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 <条文省略></p> <p>第5章 監査役</p> <p>(監査役の設置) 第31条 当会社は監査役を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>第30条 <現行どおり></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p>
--	--

	(監査役の責任免除)	<削除>
第36条	当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	
2	当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。	
<新設>		(監査等委員会の招集通知)
		第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
<新設>		(監査等委員会の決議の方法)
		第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。
<新設>		(監査等委員会規則)
第6章 計算		第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第37条 <条文省略>		第6章 計算 <現行どおり>

<新 設>	(剩余金の配当等の決定機関) 第35条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条 第1項各号に定める事項については、法令に別 段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に よって定めることができる。
<新 設>	(剩余金の配当の基準日) 第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月3 1日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とす る。 3 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剩余金の 配当をすることができる。
(期末配当)	<削 除>
第38条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業 年度末日の最終の株主名簿に記載または記録さ れた株主または登録株式質権者に対し、金銭に による剩余金の配当（以下「期末配当金」とい う。）を行う。	
(中間配当)	<削 除>
第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年4 月30日の最終の株主名簿に記載または記録さ れた株主または登録株式質権者に対し、会社法 第454条第5項に定める剩余金の配当（以下 「中間配当金」という。）をすることができる。	
第40条 <条文省略>	第37条 <現行どおり>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年1月29日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年1月29日（予定）

以上